

前文

第1章 総則

(目的)

第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号ないし第4号に定める市民、市及び市長等を包括する概念をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内で活動する全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内で活動する全ての団体(法人を含みます。)をいいます。
- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。
- (6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。
- (8) 民間非営利団体 法人格の有無を問わず、営利を目的とせず、継続的に自発的に社会貢献活動を行う民間団体であって、第10条第1項に規定する地域運営組織に該当しないものをいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

(基本原則)

第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、参画や協働を進めるため、お互いに情報を共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画します。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。

第2章 市民

(市民の役割)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに参画します。

- 2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

第3章 市議会

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の目線に立って、住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。

- 2 議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)によります。

第4章 市長等及び職員

(市長等の役割)

第7条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行います。

- 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。
- 3 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- 4 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にします。
- 5 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動等を支援します。
- 6 市は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協

力し合いながら解決に当たるよう努めます。

(職員の役割)

第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努めます。

第5章 地域づくり

(地域主体のまちづくり)

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」といいます。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じます。

(地域運営組織)

第10条 市民は、一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができます。

2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。

3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。

4 私たち市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加します。

5 市は、コミュニティ活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努めます。

6 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定めます。

(民間非営利団体)

第11条 民間非営利団体は、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支え育てるよう努めるものとします。

2 民間非営利団体は、市、区・自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めるものとします。

3 市は、民間非営利団体の活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努めます。

(助成等)

第12条 市は、第10条に規定する地域運営組織及び前条に規定する民間非営利団体に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができます。

2 市は、第10条に規定する地域運営組織及び前条に規定する民間非営利団体へ

の助成を目的とする基金に対し、必要な出捐をすることができます。

第6章 市政運営

(総合計画)

第13条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

- 2 市長等は、各分野の政策及び事業の根拠を総合計画に置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。
- 3 市長等は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めます。
- 4 市長等は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表します。
- 5 総合計画は、経済的、社会的変化及び新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、必要に応じて検討及び見直しを行います。

(財政運営)

第14条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定するものとします。

- 2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するよう努めます。

(行政評価)

第15条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度、この条例の進捗にかかる行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。

- 2 市長等は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求める。
- 3 市長は、第1項の評価の結果を公表します。

第7章 条例の位置付け

第16条 私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。

- 2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。
- 3 市は、第13条に規定する総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

第8章 条例の検証及び見直し

(育てる条例)

第17条 市は、第13条に規定する総合計画の策定、政策の立案及び実施の状況がこの条例の趣旨に沿ったものであるかどうか、毎年度検証し、必要に応じて総

合計画及び政策を見直すものとします。

- 2 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、効果を毎年度検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育てていきます。
- 3 市は、前項の検証及び見直しに当たっては、市民の参画を求めます。

(育てる委員会)

第18条 市は、前条第1項及び第2項の検証及び見直しにあたって、●●条例育てる委員会（以下「育てる委員会」といいます。）を置きます。

- 2 育てる委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

- 3 育てる委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。